

19. さまざまな防犯器具の使い方

1 防犯カメラに関する条例

一部の市区町村では、行政や自治会、防犯活動団体が公共の場所に防犯カメラを設置する場合の届け出や設置基準、管理者の義務について条例を定めている。また、都道府県においても防犯カメラの設置や利用についてのガイドラインを設けている地域もある。

「千葉県市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例について」（千葉県市川市ホームページより抜粋）

・防犯カメラの定義

この条例における防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に（おおむね1か月以上）設置されるカメラ装置であって、画像表示装置及び録画装置を備えるもの（設置の主目的は犯罪の予防ではないが、設置されていることによって犯罪の予防の効果を有するものも含む）をいいます。

・設置利用基準の届出義務

公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとする次に掲げるものは、防犯カメラの設置及び利用に関する基準（以下「設置利用基準」という。）を定め、これを市に届出しなければなりません。

- (1) 市
- (2) 市から事務又は事業の委託を受けた者、及び指定管理者
- (3) 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体(町会等)
- (4) 商店会
- (5) その他規則で定めるもの
 - ・犯罪の予防に関する自主的な活動を行う団体
 - ・鉄道事業者

・届出義務者及び防犯カメラ設置者の義務

設置利用基準を届出するものは、防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるため、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければなりません。また、設置利用基準を届出する防犯カメラの設置者は、防犯カメラを設置していることの表示を防犯対象区域内の見やすい場所に表示しなければなりません。

・防犯カメラ設置者及び管理責任者の義務

防犯カメラ設置者及び防犯カメラ管理責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 設置利用基準を遵守しなければならない。
- (2) 画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 次に掲げる場合を除き、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用したり、又は第三者に提供してはならない。
 - ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
 - イ 法令に基づく場合
 - ウ 市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められる場合
- (4) 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。
- (5) 画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理措置を講じなければならない。
- (6) 本人から、当該本人が識別される画像の開示を

19 さまざまな防犯器具の使い方

防犯器具の種類

2

学校や地域の防犯意識の向上により、安全を確保するための防犯機器の導入が多く見られます。しかし、万が一の際に使用できなければ防犯機器の効果を期待することはできません。子どもや地域の安全・安心のため、防犯機器の正しい使用法を理解しましょう。

【防犯ブザー】

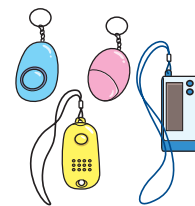
用途：

声を出せない危険な状況に遭遇した際、大きな音で相手を威嚇し、危険を周囲に知らせる。

使用法：

付属しているピンを引っ張って抜いたり、ボタンを押す。音を止める際は、抜いたピンを差し戻すか、スイッチをオフにします。

(詳細→4. 防犯ブザーの効果と留意点, p.18)



1

【防犯カメラ】

用途：

学校では正門や侵入が容易な箇所、地域では駐車場や駐輪場、商店や繁華街など、犯罪が起こりやすい場所に設置し、監視・記録をする。

効果：

防犯カメラの存在を周知させることで、犯罪を犯そうとするものに対して犯罪抑制の効果が期待されます。

留意点：設置した防犯カメラは、不特定多数の人物を撮影することになります。そのため、プライバシーの問題に配慮し、防犯カメラを設置していることを、ステッカーなどで周囲に知らせるなどの配慮が必要です。



求められたときは、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

(7) 防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

参考ホームページ

東京都三鷹市：防犯カメラの設置及び運用に関する条例に伴う基準届

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/001/001358.html

東京都杉並区：杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例

<http://www.cc.matsuyama-u.ac.jp/~tamura/bouhannkamerajyoureisuginami.htm>

千葉県市川市：防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/res04/1521000001.html#02>

群馬県：防犯カメラの運用に関するガイドライン

http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=57315

2 参照テキスト項目

4. 防犯ブザーの効果と留意点（テキスト p.18：研修指導者用解説書 p.16）

3 取り扱いについて

さすまたなど、一定の訓練が必要な防犯安全器具に関しては、訓練を受けた教職員を「取扱者」として指定しておくことが望まれます。もちろん、全ての教職員は、学校にある安全器具の基本的な使用法を身につけておく必要があります。

（出典：防犯安全器具を効果的に利用するために子どもの安全を守る（学校編）東京都）

4 注意事項

- ・相手が包丁やナイフ等の刃物を持つ場合は、追い込まれた際にこちらに刃物を投げってくる危険がある。無理に壁やコーナーに追い込まないように距離をとり、相手の正面から抑えに行くことは避ける。
- ・ウエストは効果が薄く、相手にさすまたを掴まれやすい。胴体に対してタスキ状にかけるか、腰より下から膝上のあたりにかける。

標準表 (22a) 防犯に関する機器や道具の特徴や特性、有効性などを理解している。
(25b) 学校で実施されている防犯の研修内容について理解している。

ねらい ① 防犯機器や防犯グッズの種類と機能をj知っている。
 ② 防犯カメラの有効性について説明できる。
 ③ 学校で利用されている防犯に関する道具の使い方が説明できる。

19

3


4

【さすまた】
用途：
学校への危険な侵入者を校外へ追い出す。または確保し、児童生徒の安全を守る。

使用方法：
侵入者を壁やコーナーに追い込み、相手に対しさすまたをタスキようにかけて押さえこみます。（※図1）
相手の抵抗により、押さえ続けることが困難な場合は、膝の裏を押したり、すねを前から押したりして侵入者の動きを止め、倒しこみます。（※図2）

さすまたの使用に慣れるよう、様々な事態を想定した訓練を欠かさず行い、普段の訓練時から「体を押さえ続ける係」、「威嚇する係」、「転ばせて倒しこむ係」、などと係を決めておくと、いざというときスムーズに対応できます。

留意点：
使用する際は、なるべく大勢で立ち向かいます。一人で立ち向かうと、相手に奪われ、逆に凶器として使用されてしまう恐れがあり危険です。児童生徒を避難させることを最優先に行い、児童生徒に近づかせないようにします。



Column

さすまたは先がU字になっており、両手で掴まれ場合には、簡単に相手に奪われてしまいます。元々は江戸時代の捕物道具だったさすまたですが、「相手を捕まえる」ということより、「子ども達が逃げる時間を確保する」、「警察が来るまでの時間を稼ぐ」といったことを念頭に置くべきでしょう。また導入に際しては、警察などへ訓練の依頼をするとよいでしょう。

5 催涙スプレーについて

催涙スプレーは使用期限は約1年～2年ほどである。一般のスプレー缶と同様に圧縮したガスが使われているため、使用していなくてもガス抜けが起こる。そのため、期限が切れたものは記載されている距離に届かなくなることもある。

保存の際には定期的な交換を行う等、管理が必要となる。

60,000円×2/3＝40,000円
(上限額が2万円のため、2万円を補助します)

防犯灯修繕(1基につき)
上限額10,000円 補助割合2/3

例
修繕費用が3万円(税込)の場合
30,000円×2/3＝20,000円
(上限額が1万円のため、1万円を補助します)

6 防犯灯の設置条例について

設置条件や維持・修繕に関しては各市区町村ごとに条例で定められている。多くの場合、地域で防犯灯を設置する際は自治会が代表となり、市区町村の担当部署へ申請をする。設置費用については市区町村が負担をし、電気代については申請者が負担をする。また、電気代や維持修繕費について補助を行っている市区町村もある。

神奈川県藤沢市「防犯灯の設置条件」

(出典：藤沢市ホームページ)

<http://navi.city.hadano.kanagawa.jp/kurasi/b-kyoukai/bouhantou.html>

防犯灯の設置については、防犯協会が定める「防犯灯設置及び管理に関する要綱」に、不特定多数の者が通り抜けのできる道路で公道に面していること、設置間隔が直線部分でおおむね40メートル以上あること、設置する防犯灯の照度は原則として20ワットの蛍光灯とすることなどの基準が設けられています。

ただし、曲線部分や見通しが悪く防犯上必要と認められる場合には、上記の基準を緩和するなどの措置をとっています。

埼玉県川口市「町会防犯灯設置費補助金のご案内」

町会・自治会が防犯の目的に設置・修繕をする屋外照明灯で、その後の電気受給契約を町会・自治会が行うものに対して費用の一部を補助しています。

なお、町会・自治会が設置・管理している防犯灯の電気料についても別途申請により補助をしています。

補助金額

防犯灯設置(1基につき)
上限額20,000円 補助割合2/3

例
設置費用が6万円(税込)の場合

5

【催涙スプレー】

用途：
さすまたやネットランチャーと併用して使用し、児童生徒が避難する時間を確保する。

使用法：
相手の目に向けて噴射して使用する。目に入ると激しい痛みと涙が止まらなくなり、効果は30～40分は持続する。そのため、逃げる時間を十分に稼ぐことができます。

留意点：
微量でも目に入ったり、肌に付着したりすると涙が止まらなくなり、ひりひりとした激痛が走るため、使用する際は風向きや噴射口の位置を考慮し、誤って自分や周囲の人にかからないよう注意が必要です。目に入ったり、肌に付着してしまった場合は、水で洗い流し続け、もし違和感が残るようであれば医師に相談しましょう。

6

【防犯灯】

用途：
交通安全や犯罪の防止を目的に、夜間に暗くなる道路や防犯上不安がある場所に設置して、危険な死角や暗がりを作らないようにする。

その他：
防犯灯は住民からの申請や市区町村の判断により、必要箇所に設置されます。設置場所の状況によって、電柱へ架設する場合と専用の柱を立てて取り付ける場合があります。取り付けられる灯具は20W(ワット)の蛍光灯、白色灯が一般的です。最近では、視認性を上げるため、20W以上の水銀灯などを設置する地域もあります。

それぞれの防犯機器の特徴を理解しよう

60

7 ネットランチャーについて

電池を使用しているため、使用期限は4年となっている。

最近では交換式のものも販売されている。悪用防止のため、学校、教育委員会、自治体、警察等を対象とし、個人には販売していない。

7

【ネットランチャー】

用途：

学校などへの危険な侵入者に対して使用し、避難の時間を稼ぐ。

使用方法：

相手に向けてボタンを押すと、網が発射されます。射程距離は2m～3.5m、狙いは相手の顔に定めます。刃物で網を切ろうとしても、もがけばもがくほど体に絡みつくため、相手の動きを止めることができます。ネットランチャー1台につき1回しか発射することができないため、使用する際は、確実に命中させる必要があります。



ビデオ教材（ビデオ→ 様々な防犯器具の使い方）

※ビデオを見て、防犯器具のそれぞれの特長をまとめてみましょう。

Column

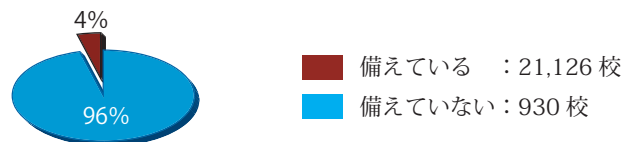
催涙スプレーや特殊警棒、スタンガンなどは護身・防犯目的で販売されており、防犯機器販売店で誰でも買うことができます。しかし、これらを理由なく携帯し所持している場合は、軽犯罪法第一条2項「正当な理由がなく刃物、鉄棒その他、人の生命を害し、または人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」に相当します。これらを所持・利用するには十分な配慮が必要です。

61

8 小学校での防犯機器の導入数について

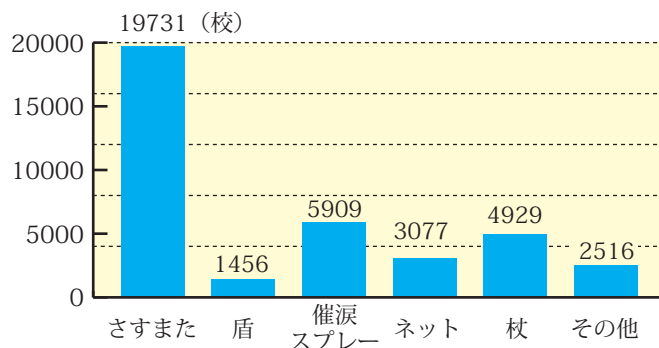
平成19年度に文部科学省が行った「学校の安全管理取り組み状況に関する調査」では、全国で安全を守るために器具を備えている学校は22,056校のうち21,129校と全体の96%におよんだ。

安全を守るための器具を備えている小学校（平成19年）



また、導入されている器具としてはさすまがもっとも多く、催涙スプレーがそれに続いている。

器具整備状況の内訳（平成19年）



（参考：文部科学省平成19年度「学校の安全管理取り組み状況に関する調査」より）